

平成25年（2013年）第1回紀北町議会臨時会会議録

（ 第 1 号 ）

招集年月日 平成25年2月20日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成25年2月20日（水）

応 招 議 員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
10番	東 篤布	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑正量	15番	川端龍雄
16番	平野倅規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

不 応 招 議 員

9 番 奥村武生

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	山岡 哲也
総務課長	堀 秀俊	財政課長	工門 利弘
海山総合支所長	中場 幹		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	脇 俊明
書 記	上野 隆志	書 記	玉本 真也

議事日程 (第1号)

- |             |                              |
|-------------|------------------------------|
| 第 1         | 会議録署名議員の指名                   |
| 第 2         | 会期の決定                        |
| 第 3         | 諸般の報告                        |
| 第 4 発議第 1 号 | 紀北町議会会議規則の一部を改正する規則          |
| 第 5 発議第 2 号 | 紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例         |
| 第 6 発議第 3 号 | 紀北町議会政務活動費の交付に関する条例          |
| 第 7 発議第 4 号 | 紀北町議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 8 議案第 1 号 | 紀北町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例  |

会議録署名議員

16番	平野 倭規	17番	中本 衛
-----	-------	-----	------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

**北村博司議長**

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

なお、9番 奥村武生君から通院のため、遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

**北村博司議長**

ここで少しお時間をいただきまして、尾上町長より、報告の申し出がありましたので、許可することにいたします。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

皆さん、おはようございます。臨時議会ということで、初めての議場を利用させていただきます。

1点、ご報告をさせていただきます。紀勢自動車道の開通についてでございます。平成25年2月19日に、中日本高速道路株式会社が、紀勢自動車道10.3km間につきまして、平成25年3月24日、日曜日の15時に開通するとのお知らせがございましたので、ご報告をさせていただきます。

高速道路の開通につきましては、私たちが待ちに待った事業でありまして、災害や異常気象などの際に、並行する国道42号線の代替ルートとしての交通機能が図られるほか、緊急医療の支援、地域産業の振興、物流の効率化、観光などの発展に大きく寄与することが期待される、まさしく命の道であると、大変大きな期待を抱くとともに、更なる観光客の増加を図っていくなど、町として一層の努力をしていかなければならないと気持ちを新たにしているところでございます。

開通のお祝いといたしましては、紀勢自動車道建設促進三重県期成同盟会、大紀町、紀北町で開通イベント等を、実行委員会を組織いたしまして、3月24日の開通当日、東長島公民館におきまして、地元選出国會議員をはじめ、三重県知事、県議會議員などのご出席をいただきまして、開通を祝う会の開催を予定しているところでございます。

また、開通記念イベントといたしまして、3月17日、開通前の本線を利用したハイウェイウォークの開催も予定をいたしておりますので、皆様にもいろいろとご迷惑、ご協

力をお願いしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

**北村博司議長**

なお、料金表等は、後ほど議員控室のほう、棚のほうへ入れていただくということです。

**北村博司議長**

それでは、ただいまから平成25年第1回紀北町議会臨時会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

**谷吉希議会事務局長**

議事日程を朗読させていただきます。

平成25年第1回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成25年2月20日（水曜日）9時30分開議

- |    |                                    |
|----|------------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名                         |
| 第2 | 会期の決定                              |
| 第3 | 諸般の報告                              |
| 第4 | 発議第1号 紀北町議会会議規則の一部を改正する規則          |
| 第5 | 発議第2号 紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例         |
| 第6 | 発議第3号 紀北町議会政務活動費の交付に関する条例          |
| 第7 | 発議第4号 紀北町議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第8 | 議案第1号 紀北町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例  |
- 以上でございます。

**北村博司議長**

これより、本日の会議を開きます。

---

**日程第1**

**北村博司議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

16番 平野 倅規君

17番 中本 衛君

のご兩名を指名いたします。

---

## 日程第2

### 北村博司議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

---

## 日程第3

### 北村博司議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る2月13日に議会運営委員会が開催され、臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。本臨時会の招集にあたり、付議された事件は議会からの発議案件による紀北町議会会議規則の一部を改正する規則他3件と、長からの議案、紀北町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の合計5件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。平成24年度普通会計の11月、12月分及び平成24年度水道会計の11月、12月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は、議員控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

## 日程第4～日程第7

### 北村博司議長

それでは、これより議案に対する審議を行います。

お諮りします。

本議案の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第4 発議第1号から日程第7 発議第4号までは、議会からの発議提案であり、議会運営委員会からの提案となっております。

提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、発議4件については、一括して提案理由の説明並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明並びに内容説明を求めます。

平野議会運営委員長。

### 平野隆久議会運営委員会委員長

それでは、発議第1号から説明させていただきます。

発議第1号

紀北町議会議長 北村博司様

平成25年2月20日

紀北町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条及び会議規則第14条第3項の規定により提出する。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部が改正されたことに伴ない、規則で定めることにより、本会議でも公聴会、参考人制度の導入が可能となったことなどから制度の導入等を図るため、本規則の一部を改正する。

それでは、4ページからの新旧対照表をもとに説明させていただきます。目次については、第14章に公聴会、第15章に参考人の章を追加し、会議録以降の章を繰り下げており、第17条と第73条については、法律の改正により、条ずれが生じたための改正です。

第14章に、公聴会の開催の条文、第15章に参考人招致の条文を追加しており、第117条においては、公聴会の手続きについて規定しており、公聴会の開催は議会の議決により実施するように規定しており、議決があった時は、日時、場所、意見を聴こうとする案件など公示することとしています。

5ページの第118条では、公聴会で意見を述べようとする方の申し出に関して規定しており、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議会に申し出なければならないとしております。

第119条では、公述人の決定方法について規定しており、公述人の選定は議会において決め、議長が本人に通知することとしております。また、選定にあたっては、賛成者及び反対者がある時は、一方に偏らないように選ばなくてはならないとしています。

第120条では、公述人の発言について規定しており、発言にあたっては議長の許可を得ることや、案件の範囲を超えて発言することができないこと、もし公述人の発言がその範囲を超えたり、不穏当な言動があるときは、議長が発言を制止し、または退席させることができると規定しております。

第121条では、公聴会における質疑について規定しており、議員は公述人に質疑をすることができ、公述人は議員に質疑をすることができないことを規定しています。

第122条では、代理人または文書による意見の陳述について規定しており、議会が特に認めた場合を除き、代理人または文書による意見の陳述はできないこととしております。

6ページの第123条では、参考人に関する手続き、意見を求める方法について規定しており、参考人の意見を聴くときは、議会の議決で決定し、議長が日時、場所及び意見を聴

こうする案件などを参考人に通知しなければならないと定めております。

また、参考人の発言や質疑等については、公聴会の規定を準用することとしております。

第16章、会議録以降については、条項の繰り下げによるものです。

最後に、7ページの附則ですが、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

**平野隆久議会運営委員会委員長**

続いて、発議第2号

平成25年2月20日

紀北町議会議長 北村博司様

提出者 議会運営委員長 平野隆久

紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条及び会議規則第14条第3項の規定により提出する。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部が改正されたことに伴ない、委員会委員の選任等を条例で定める必要が生じたため、本条例の一部を改正する。

それでは、10ページの新旧対照表をもとに説明させていただきます。

第8条の第1項から第3項を追加して、第7項、第8項については、項がずれた部分の改正を行っております。追加された項としては、第1項では、常任委員会の所属について規定しており、議員は少なくとも1つの常任委員となるものとするとしております。

第2項では、委員の選任時期を、会期の始めに議会において選任するとしており、第3項では、特別委員の選任、在任期間を規定しております。

附則では、政令で定める日ということで、平成25年3月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。

**平野隆久議会運営委員会委員長**

続いて、発議第3号

平成25年2月20日

紀北町議会議長 北村博司様

提出者 議会運営委員長 平野隆久

紀北町議会政務活動費の交付に関する条例



上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条及び会議規則第14条第3項の規定により提出する。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、議員が実施する調査研究、研修、広報・広聴、要請陳情、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対し政務活動費を交付するために条例を制定する。

12ページをお願いします。

第1条は、趣旨を規定しています。

第2条は、経費の範囲として、政務活動費は議員が実施する調査研究、研修、広報・広聴、要請陳情、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動、その他の住民福祉の増進を図るために、必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

第2項に、政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする規定しています。

第3条は、交付対象。第4条は、交付額。第5条は、交付申請。第6条は、交付決定。第7条は、交付請求及び交付方法。13ページの第8条は、収支報告書を規定しております。第9条は、議長の調査として、議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、前条の規定により、収支報告書が別記様式により領収証その他の支出を証すべき書面を添えて提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする規定しており、第10条は政務活動費の返還として、議員はその年度において、交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において行った政務活動費による支出（第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。なお、議員が当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しない場合、町長は当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を議員に命じなければならないと規定しており、第11条は、収支報告書の保存及び閲覧。第12条は、委任として、この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定めると規定しております。

附則は、施行期日として、1. この条例は、平成25年3月1日から施行する。2. 紀北町議会政務調査費の交付に関する条例は廃止する。経過措置として、3. この条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日

に、前項の規定による廃止前の紀北町議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例によるとしております。

15ページの別表は、議員に交付する政務活動費に要する経費の内容であります。

16ページ、17ページは、政務活動費にかかる収支報告についての様式を定めております。

以上で、説明を終わります。

**平野隆久議会運営委員会委員長**

続いて、発議第4号

平成25年2月20日

紀北町議会議長 北村博司様

提出者 議会運営委員長 平野隆久

紀北町議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条及び会議規則第14条第3項の規定により提出する。

提案理由といたしまして、紀北町議会議員政治倫理審査会から議長に出された報告書における指摘について、用語の解釈及び審査会委員の除外規定を明確化するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたため。

20ページからの新旧対照表で説明させていただきます。

旧条例第1条の3行目の、「奉仕者として議員活動を行う際に」となっていましたが、改正案では、「奉仕者としての議員が」に。同じく6行目の「議員活動について」も、「議員の行動について」と改正しようとするものであります。

次に、旧条例第2条3行目、政治倫理基準を遵守して活動となっていたものを、同様に活動を行動に改めるものでございます。

第3条第3号は、下請け工事という字句をひらがなの「け」を抜いた下請工事に改めるものであります。

第6条3項は、審査請求をした者は、審査会の委員になることができないとの規定を新たに追加するものであり、21ページの第4項から6項については、そのための項ずれによる改正であります。

第7条第5号は、「但し」を、ひらがなの「ただし」に改めるものであります。

附則は、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

北村博司議長

これより質疑を行います。

---

#### 日程第4

北村博司議長

まず、日程第4 発議第1号 紀北町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

質疑される方はありませんか。

( 発 言 する 者 な し )

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

( 発 言 する 者 な し )

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発 言 する 者 な し )

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第4 発議第1号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第5

北村博司議長

次に、日程第5 発議第2号 紀北町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 発議第2号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

## 日程第6

**北村博司議長**

次に、日程第6 発議第3号 紀北町議会政務活動費の交付に関する条例を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

続いて討論に入ります。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 発議第3号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

## 日程第7

**北村博司議長**

次に、日程第7 発議第4号 紀北町議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第7 発議第4号については原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

**日程第8**

**北村博司議長**

次に、日程第8 議案第1号 紀北町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

それでは、本議会、臨時会に上程いたしました議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第1号 紀北町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例ではありますが、地方自治法の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要が生じたので、引用する条文の整理と合わせて本条例の一部を改正したいので、議会の議決を求めるものがあります。

以上、議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、総務課長に説明をいたさせます。なにとぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**北村博司議長**

堀総務課長。

**堀秀俊総務課長**

それでは、議案第1号 紀北町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の

内容につきまして、説明をさせていただきます。議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号 紀北町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

紀北町証人等の実費弁償に関する条例（平成17年紀北町条例第38号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年2月20日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由は、地方自治法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるためであります。2ページは改正文でございます。改正内容は、3ページの新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の右が旧条例、左が新条例でございます。今回の改正は、本条例の趣旨であります第1条を、今回の地方自治法の改正を期に、効力に変更が生じない範囲におきまして、条文をわかりやすく簡潔な形式に整備をするものであります。

まず、本条例は地方自治法、公職選挙法、農業委員会等に関する法律に基づき、出頭や出席を求めた関係人に対して、旅費等に当たる実費弁償をするための規定を定めるものであります。旧条例の第1条では、条例設置の法令根拠と、その中に含まれる内容事案が本文と各号の規定で重複していたこと。さらに、地方自治法第115条の2第1項、今回の改正でございますが、広聴会開催。第2項、調査審査のための出頭要請が委員会だけでなく、議会で実施できるようになったことなど、地方自治法上の出頭や出席を求めるための改正があった場合は、すべて同法の第207条に反映されることから、複雑な表現となります。第207条の内容を、本条例の各号により規定をする形式を廃しまして、根拠となる地方自治法第207条、公職選挙法第212条第3項、農業委員会等に関する法律第29条第4項の規定に基づき、町議会、町選挙管理委員会、町農業委員会及び公聴会等に出頭または参加した者の実費弁償に関して必要な事項を定めるものとする。と定め、簡潔でわかりやすい条文に整理をして改正をするというものでございます。

なお、4ページになりますが、条例の施行日につきましては、公布の日からとしております。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**北村博司議長**

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

質疑される方はございますか。

松永議員。

**12番 松永征也議員**

提案理由はですね、地方自治法の一部を改正するというに伴ってのことなんですけども、この地方自治法の改正を行った、その趣旨ですね、趣旨はどういう理由なのかですね、それと、改正法の施行の期日、時期はですね、いつであるのか、お聞きをします。

**北村博司議長**

堀総務課長。

**堀秀俊総務課長**

お答えします。今回のこの地方自治法の改正の趣旨につきましては、先ほどですね、議会の規則ですか、条例の中に配置されております。これまでですと、委員会等でしかですね、出頭要請ですとか、そういうものができなかったものをですね、議会ですることができるようになったことということです。それがですね、当然、地方自治法でも謳われまして、この207条の中にですね、それらの条項が引用されてきます。207条の中でも、それらが含まれて、そういった場合に、出頭要請する場合であれば、条例を定めて支給しなさいと。実費を支給しなさいというようになっておりますんで、すべて207条に含まれてくるというものでございます。

それからですね、施行日でしたですか。それにつきましては、平成25年3月1日でございます。以上でございます。

**北村博司議長**

松永君。

**12番 松永征也議員**

地方自治法の改正、全体として見た場合、地方分権の推進のためとかね、そのような理由で、地方自治法が改正されたではないかと、私は受けておるんですけども、そうでないかどうか。

それとですね、臨時会に付議されたわけなんですけども、なぜなのかなんですけどね、結局は臨時会というのはですね、緊急な審議が発生した場合ね、定例会を待つ暇がない場合、その場合に限られるわけですね。これは地方自治法で規定されておるわけなんです。これに当てはまるのかどうかね、その辺をお聞きしたいと思います。

**北村博司議長**



総務課長。

**堀秀俊総務課長**

まず、趣旨につきましては、議員のおっしゃられるような、全体の地方自治法の改正につきましては、そのようなことだと捉えております。それでこの、この条例に関しましてはですね、その改正に伴いまして、出頭要請した場合の費用弁償のことですので、直接、その地方分権どうのこうのということではないとは思いますが、その改正に伴いまして、それを含めて費用弁償を払うというものを改正しなければいけないということで、今回、提案させてもらうものであります。

それと、なぜ臨時議会かといいますと、先ほど言いましたように、先ほどの改正がですね、議会の中の規則ですね、それを謳わなければ、そういう出頭だとか、そういうものが議会での要請ができないということになりますので、それを制定いたしましたので、改正いたしましたので、それに合わせてですね、この条例も改正していく必要があるということで、今回、同時に上げさせてもらうものでございます。以上であります。

**北村博司議長**

よろしいですか。

ほかに質疑される方はございますか。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

ないようですので、続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございますか。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発 言 す る 者 な し )

**北村博司議長**

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第8 議案第1号につきましては、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**北村博司議長**

挙手全員です。

したがいまして、本案は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

---

**北村博司議長**

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成25年第1回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 10時 05分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 25年 4月 26日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 平野倅規

紀北町議会議員 中本 衛